

議 第 4 6 号

平成31年2月18日提出

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「704,000円」を「705,000円」に、「634,000円」を「635,000円」に改める。

第7条第2項中「地域手当」の次に「及び初任給調整手当」を加え、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

市長等の給料の改定が実施されることに伴い、企業管理者の給料を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。